

ときがわ町立図書館協議会会議録

会議の名称	平成 26 年度第 3 回ときがわ町立図書館協議会
主な議題	報告事項
開催日時	平成 27 年 2 月 25 日（水）13 時 30 分から 15 時 00 分
開催場所	玉川公民館 1 階会議室
会議録の公開（非公開・一部非公開）とその理由	全部公開
出席委員	谷野裕子委員・浅見愛子委員・強瀬広子委員・久米正美委員 齋藤尚徳委員 船戸裕行教育長（兼図書館長）・石川安司生涯学習課長・市川和美主査・清水美佳主事
	開会
審議等内容又は概要	<p>報告事項 1 長期延滞者への対応について  説明者 事務局 生涯学習課市川  説明の概要 資料 No. 1、資料 No. 2 により長期延滞者への対応について報告する。</p> <p>委員 館外貸出を禁止する図書館について、館内での図書の利用も禁止するのか。</p> <p>事務局 どの図書館においても、館内での図書の利用は制限していない。</p> <p>委員 連絡が取れなくなった延滞者について、町民課等へ該当者がときがわ町内に居住しているか等、照会できないのか。</p> <p>事務局 個人情報保護などの観点から、難しいと考える。現在、利用登録（利用カード作成）する際に、本人確認をせず、本人からの申請に基づいて登録を行ってきたが、その方法を見直し、登録時には「免許証」や「保険証」等で住所・氏名の確認を実施したいと考えている。それを踏まえた上で、町民課等に照会できるかどうかを確認したい。</p>

	<p>事務局 電話でも連絡がつかず、住所が変わってしまった場合、最終的には簡易裁判所に申し立てを行い、告示する許可を受けると、町の掲示板等に告示することができ、告示から2週間経過したときに、本人に伝わったとみなす、ということも考えられるが、実際には難しい。</p> <p>居住実態がない場合には通知が届かず、返送されるので、それをもって居住していないことを確認したとみなしたい。</p> <p>今後は、督促通知を確実に発送することにより、督促の事実確認できる資料を残し、長期間延滞され、返却の見込みがない資料については除籍基準に則った除籍手続きを進めることができるよう、事務を行っていく。</p> <p>委員 督促の状況は。2ヶ月の猶予期間は長いのでは。</p> <p>事務局 延滞しているからといって、すぐに督促を始めるのは図書館の印象悪化にもつながる恐れがあるが、猶予期間を1ヶ月程度に短縮し、督促を開始したい。</p>
	<p>報告事項2 平成26年度事業報告</p> <p>説明者 事務局 生涯学習課清水</p> <p>説明の概要 資料No.3により、平成26年度の事業について報告する。</p> <p>委員 彩の国ボランティア体験プログラムは以前からあったか。</p> <p>事務局 ボランティア体験プログラム自体は以前からあったが、昨年度より社会福祉協議会より依頼があり、町立図書館と都幾川公民館図書室で受入れを行っている。</p> <p>委員 「たなばたかざりと映画会」は不評だったのか。</p> <p>事務局 映画の内容なのか、日程的な問題なのか、参加者が少なかった。このイベントに限らず、対象年齢と映画の内容を精査して、催しを企画していく必要がある。</p> <p>委員 越生高校インターンシップ生は、ときがわ町出身者か。</p> <p>事務局 ときがわ町出身者である。越生高校インターンシップは、自分の住んでいる地域で、仕事の体験をするようなプログラムになっているようである。</p>

	<p>その他 来年度予算について 都幾川公民館図書室の蔵書（閉架）について</p>
	<p>閉会</p>
<p>その他審議会等の 長が必要と認めた 事項</p>	<p>配布資料（PDF形式） 次第 資料No.1 延滞者への利用制限について 資料No.2 ときがわ町立図書館及び都幾川公民館図書室督促方法 資料No.3 平成26年度事業報告</p>